

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和元年11月21日 19時00分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北西方沖 小手島港4号防波堤灯台から真方位335° 3.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.9′ 東経133° 37.3′）
事故の概要	押船光輝丸は、バージ陽照丸を押航して西進中、漁船來智丸及び漁船初福丸は、流し網漁の操業中、光輝丸及び陽照丸が來智丸及び初福丸の漁網に接触して同網が損傷した。
事故調査の経過	令和2年2月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 光輝丸、19トン 280-40275 広島、聖朋海運株式会社 B バージ 陽照丸、総トン数不詳 なし、聖朋海運株式会社 C 漁船 來智丸、4.4トン KA3-16818（漁船登録番号）、個人所有 第280-42212号（船舶検査済票の番号） D 漁船 初福丸、3.6トン KA3-17860（漁船登録番号）、個人所有 第280-42197号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 C 船長C、二級小型・特殊・特定 D 船長D、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C 流し網に切損 D 流し網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮期 日没時刻：16時59分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、B船の船尾部に船首部を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、レーダーとGPSプロッターを起動し、約7ノットの対地速力で西進中、単独で操船に当たっていた船長Aが、右舷船首方に1隻の漁船を、左舷船首方に10隻程度の漁船及び漁網の存在を示す緑色のブイ1個を認めた

	<p>際、漁船群の漁法が分からなかったものの、両舷方の漁船やブイとは1 M程度離れて見えたので問題ないと思い、同じ針路のまま漁船群の間を通過した。</p> <p>船長Aは、海上保安庁からの連絡を受け、A船押船列が流し網の上を通過して接触し、同網を切断したことを後から知った。</p> <p>船長Aは、船首方に認めた漁船群のうち、どの漁船の漁網の上を通過したのか分からなかった。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、黄色点滅灯を点灯し、船尾から南方に伸出させて南端に緑灯1個を取り付けた流し網の巻き上げ作業中、船長Cが、西進するA船押船列を認めたもののどうすることもできず、同網とC船の船尾方約100mを通過したA船押船列が接触した。</p> <p>D船は、船長Dが1人で乗り組み、流し網漁の作業中、同網とA船押船列が接触した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船押船列は、西進中、船長Aが、船首方に認めた漁船群の漁法を知らず、漁船群の間を通過したことから、C船及びD船の流し網に接触し、同網が損傷したものと考えられる。</p> <p>C船及びD船は、流し網漁の作業中、同網とA船押船列が接触し、同網が損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船押船列が西進中、C船及びD船が流し網漁の作業中、船長Aが、船首方に認めた漁船群の漁法を知らず、漁船群の間を通過したため、C船及びD船の流し網に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域の漁業情報を入手し、操業する漁船を認めた際は、十分な距離をとって通過すること。 ・ 操業中であっても、常時、適切な見張りを行い、接近する船舶を認めた際は、汽笛による信号を行うなどして注意喚起を行うこと。